

## 入札説明書

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定  
業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

中国四国地方環境事務所

## はじめに

本令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 内田 正明

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3) 納入期限等 令和5年3月24日

(4) 納入場所 中国四国地方環境事務所国立公園課  
(岡山県岡山市北区下石井1-4-1)

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

#### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省中国四国地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付けされている者であること。

(5) (4)以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成12年10月10日）政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。

- ア. 本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者  
イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (本公告に係る役務の提供等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	9人以上	15
	7~8人	12
	5~6人	9
	3~4人	6
	1~2人	3
技能認定者数（特級、1級、単一等級） (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	11人以上	6
	9~10人	5
	7~8人	4
	5~6人	3
	3~4人	2
	1~2人	1

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
- ウ. 中小企業技術革新制度（S B I R）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p）に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- (6) 業務請負条件を満たした者であること。
- (7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒700-0907

岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

中国四国地方環境事務所総務課会計係

電話 086-223-1577 FAX 086-224-2081

##### (2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

##### (3) 閲覧可能な資料

閲覧可能な資料は以下のとおりとする。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、

掲示できない場合がある。

「平成 30 年度瀬戸内海国立公園における指定植物選定方針検討業務」

「令和元年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務」

「令和 2 年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務」

「令和 3 年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務」

資料閲覧を希望する者は、環境省中国四国地方環境事務所国立公園課（TEL:086-223-1586）に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

閲覧期間は公告日から開札時までの 9 時から 17 時まで（ただし平日の 12 時から 13 時及び行政機関の休日にに関する法律（昭和 63 年掘る逸台 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く）とする。

## 5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式 5 による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和 4 年 5 月 9 日（月） 17 時まで

（持参の場合は、12 時から 13 時を除く）

イ. 提出場所 4.（1）の場所

ウ. 提出方法 持参、郵送、FAX 又は電子メール（REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp）により提出すること。

なお、FAX 又は電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和 4 年 5 月 10 日（火）までに FAX 又は電子メールにより行う。

## 6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類の提出にあわせて、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し、3.（5）に該当する者は環境省所管契約事務取扱要領に記載しているそれに必要な書類を、別紙 2 の業務請負条件及び次に従い提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、7.（2）ア. に留意すること。

(1) 提出期限

令和 4 年 5 月 11 日（水） 17 時まで

（持参の場合は、12 時から 13 時を除く）

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4.（1）の場所

ウ. 部数 2 部（提出書類を綴じ込んだ一式）

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF 形式）により、電子メール＊1 で送信、

DVD-ROM 等に保存して持参又は郵送＊2、又は電子調達シス

テム上\*3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

\*1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

\*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

\*3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

DVD-R等の持参又は郵送の場合：4.(1)の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 審査結果通知は、令和4年5月13日（金）までに通知する。

## 7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年5月16日（月）11時00分

場所 中国四国地方環境事務所会議室

岡山県岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎11階

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

7.(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和4年5月11日（水）17時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和4年5月11日（水）17時までに4.(1)の場所へ持参、FAX又は電子メール（REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp）により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを7.(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低

の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

## 10. その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS)ホームページで公表するものとする。

### (2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

### (3) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、業務請負条件の提出時に添付した際には、この限りではない。

### (4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS)ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889(ナビダイヤル) 受付時間 平日 8時30分～18時30分

## ◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 業務請負条件
- ・別添1 契約書(案)
- ・別添2 仕様書

(別紙 1 )

## 環 境 省 入 札 心 得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものその他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長殿と記載）及び「令和4年5月16日開札〔令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

#### （1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### （2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務
- 2 入札金額 : 金 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail:

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先  
部 署 名：  
責任者名：  
担当者名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者役職・氏名

代理 人 住 所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

## 入札辞退届

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

令和 4 年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

## 質問書

業務名	令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務	
会社名		
住所		
担当者	部署名：	氏名：
担当者連絡先	TEL：	FAX：
	E-mail：	
質問事項		



(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に係る個人情報の管理について

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体制図

### 3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

### 4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

### 5. その他

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(再委任等を申請する場合)

様式 7

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

1 業務名： 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務

2 契約金額：

3 再委任等を行う業務の範囲：

4 再委任等を行う業務に係る経費：

5 再委任等を必要とする理由：

6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l :

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制図

#### 4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

#### 5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

#### 6. その他

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

## 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に関する業務請負条件

本業務は、多様な実施主体が行った文献調査の情報収集を行うだけではなく、収集した情報を基に指定植物リストの改定に向けた抽出作業を行う必要がある。この抽出作業においては、瀬戸内海国立公園の植生に精通している必要があることから、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

### 記

#### (1) 提出書類（別添様式）

- ・過去5年以内に瀬戸内海沿岸の陸域及び島嶼部における植生調査業務の実績を有することを確認できる書類及び前述の調査業務に従事した職員が本業務に主として従事することを証する書類（主任者届等）。
- ・管理技術者または担当技術者が、生物分類技能検定（植物部門）の1級または2級を有することを証する書類。

#### (2) 提出期限等

##### ① 提出期限

令和4年5月11日（水）

##### ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4.（1）と同じ

##### ③ 提出部数

2部

##### ④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

##### ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に関する請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又

は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

- エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に 対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件に係る書類は、中国四国地方環境事務所において、業 務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契 約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情 報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合 においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある 情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

令和 4 年 5 月 13 日（金）17 時

(別添様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所  
総務課長 内田 正明 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に関する業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- 以下の調査業務を受注した実績等が確認できる書類（契約書等）
- ・過去5年以内に瀬戸内海沿岸の陸域及び島嶼部における植生調査業務の実績を有することを確認できる書類及び前述の調査業務に従事した職員が本業務に主として従事することを証する書類（主任者届等）。
  - ・管理技術者または担当技術者が、生物分類技能検定（植物部門）の1級または2級を有することを証する書類。

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
TEL/FAX :
E-mail :

印  
紙

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 内田 正明(以下「甲」という。)は、○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○(以下「乙」という。)と「令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

## (契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

## (契約金額)

第2条 契約金額は金○○○○円(うち消費税及び地方消費税の額○○○○円)とする。

## (履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和5年3月24日

納入場所 中国四国地方環境事務所国立公園課

## (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## (再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

## (監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

## (検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならぬ。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならぬ。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

## (契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

#### （支払遅延利息）

第9条 甲は、第8条の約定期間に内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

#### （仕様書等の変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （業務の中止）

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

#### (再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

#### (違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止

- 法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 紳付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### （損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### （表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

#### （担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
  - 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別

段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

#### （債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎11階  
氏 名 支出負担行為担当官  
中国四国地方環境事務所  
総務課長 内田 正明 印

乙 住 所 ○○県○○市○○○○○-○○

氏 名 ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○ 印

## 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務に係る仕様書

### 1. 件名 令和4年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務

#### 2. 業務の目的

平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、絶滅危惧種等の生物多様性上重要な動植物の保全を推進するため取り組むべき具体的施策として、国立公園の指定動植物を見直すことが掲げられた。このことを踏まえ、環境省では、平成27年度に公園における生物多様性の保全を強化することを目的として、「国立・国定公園の特別地域で採取等を規制する植物（指定植物）の選定方針」を改定し、各国立公園の指定植物の見直しを順次進めている。

これを受け、瀬戸内海国立公園では、効率的に選定作業を進めるために、地域を瀬戸内（岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県）、近畿（兵庫県、和歌山県）、九州（福岡県、大分県）に区分し地域別の作業部会を設置するとともに、各作業部会をとりまとめ全体方針を決める検討会を設置し、令和元年度から選定作業を開始している。

本業務は、瀬戸内海国立公園の植生の特性に応じた選定方針の検討及びそれを踏まえた瀬戸内地域、近畿地域、九州地域を統合した指定植物リスト（案）の調整・作成することを目的とする。

#### 3. 業務の内容

業務対象地域瀬戸内海国立公園特別地域の陸域を対象とする。また、本業務の選定作業の対象は瀬戸内海国立公園の瀬戸内地域、近畿地域及び九州地域とする（別紙1）。

なお、業務においてオンラインによるリモート会議を開催する場合は、Cisco Webex Meetings（Cisco社）またはMicrosoft Teams（Microsoft社）のいずれかより、中国四国地方環境事務所担当官（以下、「担当官」という。）の指定するサービスを用いることとする。

##### （1）業務打合せ

業務の実施に当たって、中国四国地方環境事務所内において、担当官と3回程度打合せを行う（オンラインによるリモート会議形式を想定）。初回打合せ時には、業務全体のスケジュール、人員体制等を含めた「業務実施計画」を作成・提出し、担当官の了解を得ること。打合せ後、速やかに打合せ記録簿を作成し、担当官に送付する。

##### （2）座長打合せ

瀬戸内海国立公園指定植物検討会の座長打合せを2回程度実施する（オンラインによるリモート会議形式を想定）。座長に対しては、1回当たり14,000円程度の謝金を支給すること。打合せの前には、打合せ事項の要点を整理するとともに、打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成し、担当官に送付する。

### (3)瀬戸内・近畿・九州地域における指定植物リストの統合等

令和元年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務、令和2年度の瀬戸内海国立公園指定植物選定業務、令和2年度瀬戸内海国立公園（近畿）指定植物選定業務、令和3年度瀬戸内海国立公園指定植物選定業務（以下、「過年度業務」とする。）をもとに、各地域のリストを統合し、積み残しとなっている検討課題、地域間で選定方針が異なるものを整理する。

抽出された検討課題等について、過年度のヒアリング結果や他の国立公園の指定植物選定業務の報告書等を参考に選定の方針を整理する。その際、「指定植物の選定方針」（[https://www.env.go.jp/nature/np/plant\\_prot/mat01\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/nature/np/plant_prot/mat01_1.pdf)）、「指定植物選定作業要領」（[https://www.env.go.jp/nature/np/plant\\_prot/mat01\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/nature/np/plant_prot/mat01_2.pdf)）を基に、瀬戸内海国立公園の植生の特性を踏まえて検討する。また、指定に当たって、特に詳細な地域の区分けが必要な種があれば理由とともにリストアップする。統合作業において新たに課題が生じた場合は、それをとりまとめ、環境省担当官に共有すること。

選定の方針等については、瀬戸内部会、近畿部会、九州部会の各座長（合計3名程度）にヒアリングを行う（1回程度、1回当たり2時間程度、オンラインによるリモート会議形式を想定）。座長に対しては、原則として1名1回当たり14,000円程度の謝金を支給する。

なお、ヒアリングにあたっては、請負者は座長との日程調整、リモート会議形式の場合は接続に係る準備・調整を行うとともに、ヒアリング資料等の作成等の事前準備を行い、ヒアリング項目は簡潔にまとめる。ヒアリング終了後は、速やかに結果概要を作成し担当官の確認を受ける。

### (4)瀬戸内海国立公園指定植物リスト（案）の作成

#### ①瀬戸内海国立公園指定植物候補リスト（事務局案）の作成

（3）で整理した選定の方針をもとに、瀬戸内海国立公園における指定植物リスト（事務局案）（以下「事務局案」という。）を作成する。過年度業務から選定基準や候補の対象に変更があった場合は、理由とともに経緯を残すこと。

#### ②検討会委員確認作業及びとりまとめ

瀬戸内海国立公園指定植物選定検討会の委員（以下「検討会委員」という。）（5名程度）に事務局案の確認作業を依頼する。依頼の際は、（3）で整理した選定の考え方と事務局案を送付し、選定漏れや誤選定、選定にあたって問題がある種の有無等の確認作業を依頼する（2日程度を想定）。確認作業については、1日当たり14,000円の謝金を支払う。検討会委員からの意見をとりまとめ、環境省担当官に報告する。なお、とりまとめの結果については検討会委員に共有すること。また、とりまとめにあたって、生育場所等に疑義がある場合は、必要に応じて各県の生育状況に詳しい有識者（部会委員を想定）に電話等で確認する。

#### ③検討会委員ヒアリング

有識者の確認作業後、検討会委員（合計5名程度）にヒアリングを行う（1回程度、1回当たり2時間程度、オンラインによるリモート会議形式を想定）。検

討会委員に対しては、原則として1名1回当たり 14,000 円程度の謝金を支給すること。

請負者は委員との日程調整、リモート会議形式の場合は接続に係る準備・調整、ヒアリング資料等の作成等の事前準備を行い、ヒアリング終了後は、速やかに結果概要を作成し担当官の確認を受ける。また、ヒアリング資料の作成に当たっては、（3）で整理した選定の考え方を参考に、ヒアリング項目を分かりやすくまとめること。

④瀬戸内海国立公園指定植物リスト（案）の作成

①～③の結果を踏まえ、瀬戸内海国立公園指定植物リスト（案）を作成する。

（5）業務内容のとりまとめ

業務内容を経緯とともに報告書の形でとりまとめること。とりまとめの際は、公開版報告書と、詳細な位置情報を含む非公開版報告書の2種類を作成し、非公開版報告書はその非公開とする部分が容易に認知できるよう体裁を工夫すること。また、仕様・体裁については、担当官の指示に従うこと。なお、（4）で作成した瀬戸内海国立公園指定植物リスト（案）は、表計算ソフト等で集計可能な電子媒体の形で取りまとめること。

4. 業務履行期限

令和5年3月24日（金）まで

5. 成果物

紙媒体：公開版報告書 6部（A4判50頁程度）

非公開版報告書 20部（A4判200頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：中国四国地方環境事務所国立公園課

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しない。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意する。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 7. 情報セキュリティの確保

- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保する。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
  - (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
  - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
  - (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
  - (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

